

○中標津町新型コロナウイルス対策地域活性化支援事業補助金交付要綱

令和2年5月25日要綱第25号

改正

令和3年5月17日要綱第23号

中標津町新型コロナウイルス対策地域活性化支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 中標津町新型コロナウイルス対策地域活性化支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、中標津町補助金交付規程(平成15年規程第6号。以下「交付規程」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域のグループや団体が感染症に強いまちづくりのために新たに取り組む自主的な活動に対して予算の範囲内で補助し、新型コロナウイルス感染症に負けない地域社会を構築することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、町民で、かつ5名以上で組織するグループや団体(以下「実施団体」という。)とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の補助対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 感染症に強い地域づくりの推進に関する事業
- (2) 感染症に強い地域経済の構築に関する事業
- (3) その他、町長が特に必要と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、新型コロナウイルス対策に資する事業の経費であって、原則としてソフト事業に係るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) グループや団体の管理運営費
- (2) 新型コロナウイルス対策事業に密接にかかわらない食糧費
- (3) その他、町長が特に不必要と認める事業

(補助金の額)

第6条 補助対象事業1件当たりの補助金の額は30万円以上とし、補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額以内とし100万円を限度とする。ただし、町長が当該事業の内容が極めて有益であると認める場合は、この限りでない。

2 1件当たりの補助額は、1万円未満の端数をつけないものとする。

(コロナ対策地域活性化支援事業の公募)

第7条 町長は、実施団体からの対象事業の提案を受けるものとし、コロナ対策地域活性化支援事業の公募期間を定め、町の広報紙、町公式ウェブサイトその他適切な方法により町民に周知し、公募するものとする。

(補助対象事業の選考及び決定等)

第8条 町長は、前条の規定により提案を受けた事業について、その内容を別に定める中標津町新型コロナウイルス対策地域活性化支援事業選定審査会において審査し、採択した結果について提案した実施団体に通知するものとする。とし、コロナ対策地域活性化支援事業の公募期間を定め、町の広報紙、町公式ウェブサイトその他適切な方法により町民に周知し、公募するものとする。

2 前項の採択をする場合において、町長は、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第9条 前条の規定により補助対象事業として採択の通知を受けた実施団体は、補助金交付申請書に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助事業の内容等の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた者が、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(補助金交付決定の取消等)

第11条 町長は、補助金の交付を受け又は受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 補助金を交付の目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 事業の実施方法が不相当なとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、中標津町補助金交付規定(平成15年規定6号)の定めるところによる。

附 則 (令和2年5月25日要綱第25号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年5月17日要綱第23号)

この要綱は、公布の日から施行する。